

以下の【事例 1】及び【事例 2】を読んで、後記〔設問 1〕及び〔設問 2〕について、答えなさい。(配点：50)

【事例 1】

- 1 司法書士甲は、家庭裁判所より資産家 A の成年後見人として選任され、法定代理人として A の財産管理等の業務に従事していた。後見監督人は選任されていない。
- 2 甲は、自己の海外での賭博費用で生じた多額の借入金の返済に窮していたため、知人である乙から 5000 万円を借り受けて返済資金に充てようと考え、乙に対し、「私に 5000 万円を融資してくれないか。」と申し入れた。
- 3 乙は、ギャンブル狂いの甲に金を貸しても帰ってこないと思ったが、相応の担保をとれば損をすることはないだろうと考え、乙がかねてから狙っていた、A が所有する居住用ではない都内の土地 P (時価 1 億円相当) を提供するのであれば融資すると応じた。
甲は、「あれは A の土地だから。」と、最初は拒否したが、乙から、「後見人のアンタならバレないように上手くやれるでしょ。できないならこの話はなしだ。」と言われ、最終的には、土地 P を担保に提供することを承諾した。
なお、民法上、後見人は、後見監督人がいない場合、利益相反行為を行うためには、裁判所に請求する必要がある (民法 860 条、826 条 1 項)。
- 4 甲は、乙との間で、甲が乙から 5000 万円を借り入れることを内容とする消費貸借契約を締結した。続いて、甲は、民法上必要な手続をとらず、A を代理して A と乙との間で、甲の上記契約における債務を担保するために A が本件土地に第一順位の抵当権を設定することを内容とする抵当権設定契約を締結した。
その後、乙は、甲から交付された抵当権設定登記手続に必要な書類を用いて、前記抵当権設定契約に基づき、土地 P に対する第一順位抵当権設定登記を行うとともに、甲名義の預金口座に現金 5000 万円を交付した。
甲は、交付された 5000 万円全額を自己の借金支払いに充てた。

〔設問 1〕 【事例 1】における甲と乙の罪責について論ぜよ (偽造罪、特別法違反の点を除く。)(配点：20)

【事例 2】(【事例 1】の事実が続けて、以下の事実があったものとする。)

- 5 甲は、再び賭博を原因として 2000 万円の借金を負うことになったので、今度は、A の所有する居住用ではない土地 Q (時価 5000 万円相当) を担保に融資を受けようと考えた。そこで、甲は、知人丙に、土地 Q を担保に 2000 万円を融資してくれる人を紹介してもらえないか依頼したところ、丙は、遠方に住む資産家 B を相手方として紹介した。
なお、甲が丙に依頼した際、甲は、自分が A の成年後見人であることは明かしたが、甲の受ける融資に A の土地を担保として提供する理由については、A の税金支払いのために現金が必要なのでこの融資金で充当する、後見監督人の了解も得ている、などと口から出まかせを言っていた。
また、この時点では、B は、土地を担保に B から金を借りたい人がいるとは聞いていたが、その人が誰かを含めそれ以上の具体的なことは全く知らなかった。

- 6 甲が、B に融資を頼みに行こうとしたところ、丙が、「B は昔からの自分の顧客なので、自分が話に行く。」と申し出た。甲は、丙や B に真実がバレないようにするため自分自身で B と契約を締結したかったが、ここで断ると丙に不審に思われるので、丙に融資と抵当権設定に関する代理権を授与し、土地 Q の登記済証や委任事項欄の記載がない白紙委任状等を交付した。丙は、某日に B 宅を訪問すると甲に伝えた。
- 7 某日、丙が、B 宅を訪問する途中で今回の甲からの依頼について考えを巡らせているうちに、甲の説明が不自然であると感じ、関係者等に確認をとったところ、甲の説明が嘘とわかり、丙は、甲の企みについて全てを察した（丙に誤解は一切ない。）。そして、丙は、甲の企みに気づいたこと、および、登記済証や白紙委任状等を所持していることを奇貨として、今回の取引から利益を得ようと計画した。
- 8 B 宅に着いた丙は、B に対して、「A さんの気が変わって、現金が欲しくて土地 Q を売却したがっていて、自分が代理人として売却を頼まれているんです。3000 万円という安い値段なので買いませんか。」と言い、B は、丙の話を信用して土地 Q を購入することとした。翌日、丙と B は、土地 Q の売買契約を締結し、B が 3000 万円を丙に渡し、それと引き換えに、丙は所有権移転登記に必要な書類を B に交付し、B は、土地 Q に対する所有権移転登記を行った。
- その後、丙は、2000 万円を甲の口座に振込送金し、1000 万円については遊興に費消した。

〔設問 2〕【事例 2】における甲・丙の A に対する罪責について論ぜよ（偽造罪・特別刑法の点を除く。）。なお、論述の際には、

ア 丙は、本件土地 Q を占有しているといえるか

イ 丙が甲の企みを全て察したことは、甲の罪責においてどのような意味を持つのかについても触れること（配点：30）